

# I o T 導入研究会 運営要綱

(会の目的)

## 第1条

広島県内の中小企業者（製造業及び非製造業）が、I o T（定義：Internet of Things）の実装を推進する目的で、必要とする知識の習得及び情報交換、企業間連携等、I o Tに関する理解の深化、実装のための活動を行うことを目的とする。

(名称)

## 第2条

この会の名称は「I o T 導入研究会」とする。

(事務局)

## 第3条

この会の事務局を以下に置く。

〒730-0011 広島市中区基町5-44 広島商工会議所ビル6階  
広島県中小企業団体中央会（連携支援部）

(会員資格)

## 第4条

I o T実装を検討している又は、I o T導入に関する知識を習得したいと考える、広島県内で事業を行う中小企業者であること。

(加入・脱退)

## 第5条

加入は、会員資格を満たす者が、別紙の加入届を本会事務局に提出し、また、脱会は脱退届を事務局に提出することで、その意思表示とみなす。

(会費)

## 第6条

本会の加入には会費は徴収しない。ただし、会員は参加する研修会・セミナーに応じて、その都度必要な経費を負担する。

(事業)

## 第7条

本会は、会員に対し、次の事業を実施する。

- (1) I o Tの実装等に関する技術動向等情報提供
- (2) I o Tの実装に向けた研修会・セミナーの開催
- (3) I o T導入に関する専門家の紹介及び派遣
- (4) その他会員ニーズの高い事業

附則

(施行日)

第1条 この運営要綱は平成30年1月26日から施行する。